

支 払 基 金  
平成 2 8 年 4 月 2 5 日

医薬品マスターの改定について

本年 3 月 3 1 日に掲載した「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る一部の医薬品について、下記のとおり金額を変更し、医薬品マスターを公表しましたのでお知らせいたします。

記

変更区分「5」: 3 コード

平成 2 8 年 4 月 1 日適用

医薬品コード	医薬品名・規格名	新又は現金額	
		変更後	変更前
630010038	ケナログ口腔用軟膏 0. 1 % ( 2 / 3 顎)	41. 00	40. 00
630010039	ケナログ口腔用軟膏 0. 1 % ( 1 顎)	61. 00	60. 00
630010045	デルゾン口腔用軟膏 0. 1 % ( 1 顎)	51. 00	50. 00